

# 国際化拠点整備事業 (グローバル30) Q & A

平成21年4月

文部科学省高等教育局  
高等教育企画課国際企画室

独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部研究事業課

## 【目次】

### 1. 事業の背景・目的

- Q 1 「国際化拠点整備事業（グローバル30）」の目的は何か。…………… 1

### 2. 公募の対象機関・選定件数等

- Q 2-1 申請にあたり、要件は設定されているのか。…………… 1
- Q 2-2 本事業には、なぜ申請要件が設けられているのか。…………… 1
- Q 2-3 申請要件として、なぜ留学生受入人数が300人以上必要なのか。…………… 1
- Q 2-4 本事業での「留学生」の定義は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する外国人留学生在籍状況調査と同様か。…………… 1
- Q 2-5 申請要件として、なぜ、海外拠点を1カ所以上運営している実績が必要なのか。…………… 2
- Q 2-6 本事業に言う「海外拠点」とは何か。…………… 2
- Q 2-7 選定にあたって、大学の設置形態や地域的な配慮はなされるのか。…………… 2
- Q 2-8 本年度は12件程度の選定とされているが、来年度の公募の予定はあるのか。…………… 2
- Q 2-9 複数大学合同での申請は認められないのか。…………… 3
- Q 2-10 大学の教育研究の水準の保証について、なぜ科学研究費補助金の採択件数が評価の基準とされているのか。…………… 3
- Q 2-11 大学の教育研究の水準の保証について、なぜ修士・博士の学位授与数が評価の対象とされているのか。…………… 3
- Q 2-12 国際的な大学間ネットワークへの参加とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。…………… 3

### 3. 対象とする構想

- Q 3-1 本事業に申請する構想には、「公募要領2. 事業の概要（5）対象とする構想」に挙げられている①～⑥の各事項の全てを含めなければならないのか。…………… 3
- Q 3-2 英語コースは、全ての学部・研究科に設置しなければならないのか。…………… 4
- Q 3-3 英語コースには、厳格な成績管理のために必ずグレード・ポイント・アベレージ制度（GPA）を導入しなければならないのか。…………… 4
- Q 3-4 英語コースにおいては、質の高い学生を育成するため、教育の質を担保するための方策を採ることとされているが、具体的にどのような取組が必要か。…………… 4
- Q 3-5 英語コースの定員についての基準はあるのか。…………… 4
- Q 3-6 英語コースに配置する教員は、必ず外国人でなければならないのか。…………… 4
- Q 3-7 英語以外（仏語、独語等）の履修コース等の設置は本事業の対象となるのか。…………… 5

- Q 3 - 8 英語コースの設置に関連して、設置認可の申請が必要な学部・研究科の新設等を検討している場合、どのように手続を進めればよいのか。 …… 5
- Q 3 - 9 本事業は英語コースの実施体制の構築に重点が置かれているが、日本語による授業やその他留学生が日本で生活していく上での日本語教育も重要ではないか。 …… 5
- Q 3 - 10 国・地域別受入計画、及び受入重点国とは何を意味するのか。 …… 5
- Q 3 - 11 アドバンスト・プレイスメント（AP）の活用とは、具体的に何を行えばよいか。 …… 5
- Q 3 - 12 「海外大学共同利用事務所」とは何か。なぜ海外大学共同利用事務所の指定は8カ所程度に限定されているのか。 …… 6
- Q 3 - 13 「海外拠点」と「海外大学共同利用事務所」とは何が違うのか。 …… 6
- Q 3 - 14 構想調書に記入する海外大学共同利用事務所を設置する国は大学において決めてよいか。 …… 6
- Q 3 - 15 海外大学共同利用事務所を設置する国は受入重点国と同じでなければならないのか。 …… 6
- Q 3 - 16 本事業における海外大学共同利用事務所として、既に海外に有している拠点を活用することは可能か。 …… 7
- Q 3 - 17 海外大学共同利用事務所は他大学と共同で設けてもよいか。 …… 7
- Q 3 - 18 海外大学共同利用事務所として設定した事務所のうち、指定を受けなかった事務所についても、必ず海外共同利用事務所として求められる機能を果たさなければならないのか。 …… 7
- Q 3 - 19 達成目標は必ず達成しなければならないのか。達成が困難となった場合はどうなるのか。 …… 7
- Q 3 - 20 留学生に対する在籍管理の取組とは、具体的に何を行えばよいか。 …… 7
- Q 3 - 21 教育研究の国際化を大学等の戦略的な目標に位置付けるにあたり、本事業における拠点を国立大学法人の中期目標や中期計画等に位置付けることが必要となるのか。 …… 8
- 4. 申請件数**
- Q 4 - 1 本事業には各大学から1件しか申請できないのか。 …… 8
- Q 4 - 2 公募要領において、各大学で本事業への申請に加え、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」や「大学教育・学生支援推進事業」テーマAへの申請が可能な件数は、合計して3件までとされているが、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」及び「大学教育・学生支援推進事業」テーマAの2事業に対し1大学から3件申請した場合、本事業には申請できないのか。 …… 8
- 5. 費用等**
- Q 5 - 1 「事業規模」とは何か。 …… 8
- Q 5 - 2 採択された場合、申請した構想が開始されている4月に遡って経費を充当できるか。 …… 8

- Q 5 - 3 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。 …… 9
- Q 5 - 4 本事業の「推進事務局」とは何か。 …… 9
- Q 5 - 5 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。 …… 9
- Q 5 - 6 採択された構想が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。 …… 9
- 6. 選定方法等**
- Q 6 - 1 本事業の審査はどのように行われるのか。 …… 9
- Q 6 - 2 ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。 …… 9
- Q 6 - 3 「審査結果」は、採択された大学の長あてに通知されるとなっているが、採択されなかった大学には通知されないのか。 …… 9
- 7. 事業の実施**
- Q 7 - 1 採択された計画は必ず平成32年度まで継続しなければならないのか。 …… 10
- Q 7 - 2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。 …… 10
- 8. 構想調書等**
- Q 8 - 1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。 …… 10
- Q 8 - 2 様式の改変はできないのか。 …… 10
- Q 8 - 3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。 …… 10
- Q 8 - 4 「構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。 …… 10
- Q 8 - 5 「申請経費」はどのように記入すればよいのか。 …… 10
- Q 8 - 6 「平成21年度における他の事業への申請状況」を記入する目的はなにか。また、どのように記入すればよいのか。 …… 11
- Q 8 - 7 「拠点連絡担当者」、「事務局連絡担当者」を記入する目的は何か。 …… 11
- Q 8 - 8 「国際化拠点の構想の概要」欄は、どのような点に留意して記入すればよいか。 …… 11
- Q 8 - 9 「国際化拠点の概念図」欄は、具体的にどの点に留意して記入すればよいか。 …… 11
- Q 8 - 10 「国際化拠点の概念図」欄には、説明文を追加することは可能か。 …… 11
- Q 8 - 11 構想調書の各項目の説明文に挙げられている事項については全て記入する必要があるのか。 …… 12

- Q 8 - 12 構想調書の「1. 留学生への支援、受入体制、海外留学プログラムでの実績」に記入する実績や取組の状況とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。 …… 12
- Q 8 - 13 「2 - (1) - ① 本事業により設置する英語による授業のみで学位が取得できるコースの概要」欄に学部、大学院、合計して4コース以上記入する場合であっても、ページを追加できないのか。 …… 12
- Q 8 - 14 2 - (1) - ①の「担当教員数」欄は具体的にどのように記入すればよいか。 …… 12
- Q 8 - 15 2 - (1) - ①の「開設（予定）年度」はどのように記入すればよいのか。 …… 12
- Q 8 - 16 「受入重点国」はどのように設定すればよいか。 …… 13
- Q 8 - 17 「現在の受入状況との比較を踏まえた受入重点国とその受入計画」はどのように記入すればよいか。 …… 13
- Q 8 - 18 「2 - (4) 海外大学共同利用事務所」の「教職員の配置」はどのように記入すればよいか。 …… 13
- Q 8 - 19 「2 - (4) 海外大学共同利用事務所」の「施設・設備の概要」はどのように記入すればよいか。 …… 13
- Q 8 - 20 2 - (5)の「留学生数(A)」の計上に当たり、専門職大学院に在学している者はどこに計上すればよいのか。 …… 13
- Q 8 - 21 2 - (5)の「大学間交流協定等に基づく派遣・受入人数」は、どのように記入すればよいのか。 …… 13
- Q 8 - 22 2 - (6) - ②に記入した取組は本事業による補助の対象となるのか。また、中間評価、事後評価、平成32年度の評価の対象となるのか。 …… 14
- Q 8 - 23 「3. 事業に係る経費」はどのように記載したらよいか。 …… 14
- Q 8 - 24 「3. 支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、それぞれの費目の内訳は、内容がある程度分かるようにとのことであるが、具体的にどの程度記入すればよいのか。 …… 14
- Q 8 - 25 4 - (2)の「学部における英語コースの教員・担当科目一覧」、4 - (4)の「大学院における英語コースの教員・担当科目一覧」について、英語コースが未開設であり、教員や担当科目が未定のものがあるが、どうすればよいか。 …… 14
- Q 8 - 26 5 - (1)の学位の平均授与件数とはどのような数字か。 …… 14
- Q 8 - 27 5 - (3)、(4)にある「その他」に記入すべき「出身国」、「派遣大学の所在国」が多く、記入しきれない場合、どのようにすればよいか。 …… 14
- Q 8 - 28 5 - (7)に記入する海外拠点について「番号」が付されているが、どのような順番で記入すればよいか。 …… 15
- Q 8 - 29 6に記入する大学の構成について、平成21年4月1日に募集停止となった学部等がある場合、どのように記入すればよいのか。 …… 15

Q 8-30 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。……………15

## 9. 経費の使途可能範囲

Q 9-1 「事業の実施に要する経費」とは、具体的にどのような様な経費か。……………15

Q 9-2 大学が本事業により海外に設置する海外拠点で使用する設備や備品の購入に必要な経費は補助対象経費に計上できるのか。……………15

Q 9-3 旅費の算出方法はどのように算出するのか。……………15

Q 9-4 本事業の補助対象経費である人件費の「雇用等経費」とは、具体的にどのような者が該当するのか。……………15

Q 9-5 本事業において雇用する外国人教員の勤務形態に制限はあるのか（非常勤等でもよいのか。）……………16

Q 9-6 既に在籍している外国人教員が本事業の英語コースの授業に専念するため、本事業に関連しない授業を担当する代替の教員を採用した場合、その経費を支出できるか。……………16

Q 9-7 非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。……………16

Q 9-8 学生への就学支援などの経費を支出することは可能か。……………16

Q 9-9 宿舍の整備や借りに支えることは可能か。……………16

## 10. その他

Q 10-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。……………16

Q 10-2 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。……………16

Q 10-3 提出期間が週末を挟んでいるが、16日（土）、17日（日）に着くように発送してもかまわないのか。……………17

Q 10-4 事前相談を行うことは可能か。……………17

Q 10-5 フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。……………17

## 1. 事業の背景・目的

Q 1 「国際化拠点整備事業（グローバル30）」の目的は何か。

- A. 「国際化拠点整備事業（グローバル30）」は、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）や「『留学生30万人計画』骨子（平成20年7月29日文科科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省策定）」等を踏まえ、大学の機能に応じた質の高い教育の提供と、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する取組のうち、英語による授業等の実施体制の構築や、留学生受入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等、我が国を代表する国際化拠点の形成の取組を支援することにより、留学生と切磋琢磨する環境の中で国際的に活躍できる高度な人材を養成することを目的としています。

## 2. 公募の対象機関・選定件数等

Q 2-1 申請にあたり、要件は設定されているのか。

- A. 平成21年4月1日現在設置されている大学（ただし、短期大学は除く。）であり、かつ、以下の基準をすべて満たす大学であれば申請が可能です。
- ・留学生の受入人数が平成20年5月1日現在、大学全体で300人以上
  - ・海外拠点を1カ所以上運営している実績があること
- なお、選定された取組については、「国際化拠点整備事業費補助金」により財政支援を行うことを予定していますが、国際化拠点整備事業費補助金交付要綱第3条2項に基づき、私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります。

Q 2-2 本事業には、なぜ申請要件が設けられているのか。

- A. 本事業においては、本年度は12件程度を選定することとされており、選定された大学においては、留学生の受入れや外国人教員の受入等について高い達成目標を設定することが求められます。その際、我が国を代表する国際化拠点を形成し、「留学生30万人計画」の実現に貢献する高い達成目標の実現の観点から、一定の留学生受入や海外拠点運営の実績を実現性の根拠として、申請時点で一定の実績を要件として設けることとしています。

Q 2-3 申請要件として、なぜ留学生受入人数が300人以上必要なのか。

- A. 本事業は「留学生30万人計画」の実現に向けて、我が国を代表する国際化拠点として、大学が相応の達成目標を設定し、それを達成することが求められます。留学生受入に関しては、「留学生30万人計画」に基づき、相応の達成目標の設定が必要となりますが、その実現には一定程度の留学生受入実績がなければ、目標を達成することが困難と考えられます。そこで、現在の我が国の大学における留学生受入数は平均して1大学あたり150人であることを踏まえ、少なくともその2倍である300人以上を受け入れていることを申請要件としています。

Q 2-4 本事業での「留学生」の定義は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する外国人留学生在籍状況調査と同様か。

- A. 本事業における留学生の定義については、申請時点の留学生数については、独立行政法人日本学生支援機構の外国人留学生在籍状況調査の定義に基づき、平成20年5月1日現在の「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者とします。

ただし、構想調書において達成目標として掲げる今後の留学生の受入計画については、国際化拠点として多様な留学生の受入を幅広く把握するとともに、短期留学の促進の観点から、「留学」の在留資格を有さずに単位の取得を目指す短期留学生や、「技術」などの在留資格により大学に在学する留学生等を含めることも可能なものとします。留学生受入に関して達成目標を設定するに当たっては、「平成21年度国際化拠点整備事業（グローバル30）公募要領（以下、「公募要領」という。）2. 事業の概要（5）対象とする構想 ⑤達成目標」を参照してください。

Q2-5 申請要件として、なぜ、海外拠点を1カ所以上運営している実績が必要なのか。

- A. 本事業で採択する国際化拠点においては、海外拠点を通じて、海外の有力大学との交換留学などの継続的教育交流プログラムを実施し、質の高い学生の獲得・育成を図っていくことが求められます。その実施には、連携先の大学のコースワークへの理解や協定の準備・締結等、相当の準備を要することに鑑みると、海外拠点を運営している実績を有することが、本事業による海外の有力大学との継続的教育交流プログラムの円滑な実施に必要なものと考えられることから、申請要件としています。

Q2-6 本事業に言う「海外拠点」とは何か。

- A. 本事業の「海外拠点」とは、「我が国の大学が教育等の国際交流に資するために海外に設置している教育施設、事務所等であり、主な役割としては、現地における教育の提供、現地の留学生及び研究者受入れに向けたリクルート活動を行うもの（公募要領 2. 事業の概要（1）対象機関）参照」を指し、具体的には、文部科学省が実施する「海外拠点の設置に関する状況調査」における「海外拠点」のうち、主に大学の教育面での国際交流や、海外における教員・学生の活動の支援等を行っている事務所等が想定されます。
- なお、本事業において「受入重点国」に設定する海外拠点においては、当該大学への留学に関する情報、相談サービスの提供や、二国間交流の積極的な対応、同窓会の立ち上げ等に対応するなど、その機能の充実が求められます。

Q2-7 選定にあたって、大学の設置形態や地域的な配慮はなされるのか。

- A. 本事業については、「経済財政改革の基本方針2008」において、「留学生受入れの拠点となる質の高い国公私立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで30校選定し、以下の措置を講じる」とされているとともに、内閣に設置された教育再生懇談会の「第一次報告」において、「重点大学の選定に際しては、地域配置、国公私立バランスに配慮」することとされています。
- 以上を踏まえ、本事業の公募要領においては、採択拠点の決定にあたり、地域配置や国公私バランスに配慮することとしています。

Q2-8 本年度は12件程度の選定とされているが、来年度の公募の予定はあるのか。

- A. 来年度以降の新たな公募の予定については現時点では未定ですが、本事業については、閣議決定である「経済財政改革の基本方針2008」において、留学生受入の拠点となる質の高い国公私立大学をトータルで30校程度選定するものとされていることを踏まえ、引き続き検討していくこととしています。

Q 2 - 9 複数大学合同での申請は認められないのか。

- A. 本事業は、英語による授業のみで学位を取得できるコース（以下、「英語コース」という。）の設置を支援するものであり、学位の授与を共同で行う場合を除き、複数の大学による合同での申請は認められません。なお、大学における教育課程の共同実施制度に基づき、複数の大学が共同で設置する学部・研究科を本事業における支援の対象とする場合には、必要な認可申請等の手続が完了することが前提となります。

Q 2 - 10 大学の教育研究の水準の保証について、なぜ科学研究費補助金の採択件数が評価の基準とされているのか。

- A. 科学研究費補助金は、研究者の自由な発想に基づく研究を支援する唯一の競争的資金であり、研究者の自由な発想に基づいて応募された研究課題及び計画をピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）によって採択し、研究の多様性を確保しつつ、独創的な研究活動を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、持続的な研究の発展と重厚な知的蓄積の形成に資するという役割を果たしています。
- したがって、本事業においては、科学研究費補助金の採択数は、当該大学の教育研究の水準について高い評価がされていることの指標になり得るものと考えられることから、国際化拠点の選定において重要な要素として評価することとしています。

Q 2 - 11 大学の教育研究の水準の保証について、なぜ修士・博士の学位授与数が評価の対象とされているのか。

- A. 近年の国境を超えて展開する高度かつ多様な知的活動や、人材・技術等の知的資産をめぐる国際的な競争の激化等を踏まえると、適切な質保証を前提に、修士や博士といった高度な学位の円滑な授与は、留学生にとって大きな魅力となるものと考えられることから、国際化拠点の選定においても重要な要素として評価することとしています。
- このことについては、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成17年9月5日）においても、近年我が国の大学院では留学生が増加する一方、留学生への学位授与率の低下などに見られる質の低下が懸念されており、留学生の語学力に対応した適切な論文指導等、外国人学生が学ぶための環境整備を進めることにより、円滑な学位授与を促進することは、当該大学の国際競争力につながるものであると指摘されています。

Q 2 - 12 国際的な大学間ネットワークへの参加とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

- A. 我が国の大学と海外の複数の大学との間で締結された協定等に基づいて、ワークショップやサマースクールの開催、共同研究の実施、単位互換やダブル・ディグリー等の教育プログラムの実施や各種提言のとりまとめ等を行うコンソーシアム等が該当するものと考えられます。なお、本事業は大学教育の国際化を主な目的としていることから、研究のみをテーマとする国際的な大学間ネットワークは含まれません。

### 3. 対象とする構想

Q 3 - 1 本事業に申請する構想には、「公募要領2. 事業の概要（5）対象とする構想」に挙げられている①～⑥の各事項の全てを含めなければならないのか。

- A. 「2. 事業の概要（5）対象とする構想」に挙げられている①～⑥の各事項は、我が国を代表する国際化拠点として、本事業において取り組むことが要請されるものであることから、上記①～⑥の各事項の全てを含めて、構想を策定してください。

Q 3 - 2 英語コースは、全ての学部・研究科に設置しなければならないのか。

- A. 全ての学部・研究科に英語コースを設置する必要はありませんが、学部段階・大学院段階のそれぞれに、1コースずつ新たに設置する必要があります。また、本事業では、留学生を受け入れるための環境を整備することを重要な目的の一つとしていることから、設置される英語コースの数は多いことが望まれます。なお、コースを設置する学部と研究科の関連性については、必ずしも連続している必要はなく、また、「学位が取得できるコース」という前提であることから、一貫制博士課程の前期課程に設置するコースでも1コースとすることが可能です。

Q 3 - 3 英語コースには、厳格な成績管理のために必ずグレード・ポイント・アベレージ制度（GPA）を導入しなければならないのか。

- A. 本事業においてGPAの導入は義務づけられるものではありませんが、質の高い学生を育成するため、厳格かつ明確な基準の下で成績管理を行うための方策として、GPAを含め、国際通用性の高い成績管理の方策を採ることが適切であると考えられます。なお、GPAについては、文部科学省の実施する「大学における教育内容等の改革状況調査」において、「授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A, B, C, D, E）で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度」と定義しています。

Q 3 - 4 英語コースにおいては、質の高い学生を育成するため、教育の質を担保するための方策を採ることとされているが、具体的にどのような取組が必要か。

- A. 例えば、以下のような取組が考えられます。
- ・明示された人材養成目的、習得できる知識・能力に沿って組織的・体系的に編成されたカリキュラムの編成
  - ・カリキュラムの体系的な履修のための指導など質の保証にかかる配慮
  - ・英語コースの開発・運営における、国際的に教育研究の実績がある教員の参画
  - ・英語コースの教員の国際公募による雇用の拡大や、海外における教育研究への参加の機会の拡大などによる教員の質の向上
  - ・英語コースのカリキュラム、英語テキストや英語での教授法の開発
  - ・学生による授業評価結果の反映、成績評価の教員間の相互チェック等、充実した教育改善の取組や、国際的通用性のある厳格な成績管理

Q 3 - 5 英語コースの定員についての基準はあるのか。

- A. 本事業において設置する英語コースの定員について特に制限はありませんが、学内におけるカリキュラム編成や教育の質の保証の観点から、英語コースの定員や担当する教職員の配置等について、適切に配慮する必要があります。

Q 3 - 6 英語コースに配置する教員は、必ず外国人でなければならないのか。

- A. 英語コースに配置する教員については、英語での指導方法に優れ、授業科目を英語により実施し、質の高い授業を提供できるのであれば、必ずしも外国人教員である必要はありませんが、国際的な教育研究の実績を有する日本人教員等も含め、適切に教員が配置されていることが必要です。ただし、本事業では、外国人教員の一定水準以上の受入を達成目標とし、達成に向けた取組が求められることから、積極的な外国人教員の活用

が望まれます。

Q 3-7 英語以外(仏語、独語等)の履修コース等の設置は本事業の対象となるのか。

- A. 本事業においては、国際的な大学間競争の中で各国の有力大学が英語によるコースを設置していること、及びグローバルなコミュニケーションにおいて英語が実質的な共通語となっていること等を踏まえ、学部・研究科いずれにおいても、本事業により少なくともそれぞれ1つの英語コースを新たに設置することが必要ですが、その上で英語以外の外国語による履修コース等を設置することも可能です。その際は、「構想調書の2-(2)-②留学生の受入・支援の計画」に、英語以外の履修コースについて、その名称、設置する学部学科、研究科専攻等名、カリキュラムの特色について簡潔に記入してください。

Q 3-8 英語コースの設置に関連して、設置認可の申請が必要な学部・研究科の新設等を検討している場合、どのように手続を進めればよいのか。

- A. 本事業における英語コースの設置に際して文部科学省への設置認可又は届出が必要となる場合は、設置を予定している年度の前年度に所定の手続きを行うことが必要になります。

Q 3-9 本事業は英語コースの実施体制の構築に重点が置かれているが、日本語による授業やその他留学生が日本で生活していく上での日本語教育も重要ではないか。

- A. 本事業は「経済財政改革の基本方針2008」や「留学生30万人計画」において英語コースの充実が提言されたことを踏まえて実施するものですが、受け入れる留学生に対する質の高い日本語教育や、日本文化の理解の促進に取り組むことは重要です。なお、本事業における経費を使用して、受け入れた留学生や外国人教員に対する日本語教育の指導教員の雇用や日本語教育の実施にかかる設備等を導入し、日本語教育の充実を図ることも可能です。

Q 3-10 国・地域別受入計画、及び受入重点国とは何を意味するのか。

- A. 本事業においては、選定された大学が、多様な国からの人材の受入を前提としながら、当該大学の有するネットワークを最大限生かしていくことが重要であることから、国・地域別に留学生受入計画を策定することとしています。また、本計画において2カ所以上明示することとしている受入重点国については、特に留学生の積極的な受入を行うとともに、現地大学等からの交流要請の窓口になるなど、具体的な対応を含めた計画を策定するものとします。なお、受入重点国においては、原則として、当該大学の海外拠点に既に設置してある、または設置が計画されていることが必要です。

Q 3-11 アドバンスド・プレースメント(A.P)の活用とは、具体的に何を行えばよいか。

- A. アドバンスド・プレースメントとは、米国の非営利団体カレッジボード(1900年設立、ニューヨークに本部を置く)が実施するテストであり、米国の高校段階(第11学年及び第12学年)において、アカデミックな科目を中心に大学レベルの指導を行うプログラムを提供し、その結果を試験を行って認定するものであり、大学入試の際にも参考資料として活用されているものです。

本事業においては、アドバンスド・プレースメントの活用を義務づけるものではありませんが、海外で入学試験を行う際に、アドバンスド・プレースメントの受験結果を参考とするなど、学力水準を適切に把握することが必要です。

(参考) アドバンスド・プレースメントの実施状況(2007年)

- ・約1万6千校の高校が実施(うち約960校が米国外の110カ国の高校)
- ・約146万人が受験(うち約3万2千人が米国外)  
※米国内では約18%の高校3年生・4年生が受験
- ・全米の3700以上の大学がAP試験の結果を認定(具体的な認定方法は各大学に委ねられている)
- ・テストは37科目が用意され、5月上旬に世界同時実施
- ・各科目とも試験時間は3時間であり、50~60%が多岐選択式、残りが記述式問題
- ・記述式問題の採点は大学教員が実施しており、1科目あたり受験料は84ドル

Q3-12 「海外大学共同利用事務所」とは何か。なぜ海外大学共同利用事務所の指定は8カ所程度に限定されているのか。

- A. 本事業における「海外大学共同利用事務所」は、選定された大学が設置している又は設置することが確実な幾つかの海外拠点を、我が国大学の広報や他大学を含めたワンストップ・サービス機能の支援等の機能を有する事務所として指定するものです。海外大学共同利用事務所においては、原則として常駐するスタッフが自らの大学だけでなく、日本全体に係る留学情報、大学の情報等を提供するとともに、希望する他大学へその利用に供するよう努めていただくこととなります。

海外大学共同利用事務所の設置については、本年度は予算の範囲内で、アジア(インド、ベトナム、フィリピン)、中近東、アフリカ、北米、中南米、中央アジア、ロシア、欧州等の独立行政法人日本学生支援機構の海外事務所が所在する国以外又は各大学の拠点事務所が相当数所在する国以外のいずれかの国・地域の8カ所程度を拠点として支援することとしています。なお、中近東、アフリカ、中南米など、戦略的に重要であるが事務所の設置・運営に困難を生じやすい国・地域において行われる構想については、審査にあたり積極的に評価することとしています。

Q3-13 「海外拠点」と「海外大学共同利用事務所」とは何が違うのか。

- A. 本事業における「海外拠点」とは、当該海外拠点を設置する大学に関する留学生の受入の取組を行うものを指します。一方、「海外大学共同利用事務所」とは、これらの業務のみならず、日本の大学全体の留学生の受入の促進に向け、日本の大学全体の魅力を情報発信するとともに、当該国で他大学が活動する際のワンストップサービス業務(海外における説明会の開催や海外拠点においてテレビ会議システムを利用した入学審査時の面接の実施等)の支援を行う海外事務所を指します。なお、「海外大学共同利用事務所」は、本事業に採択された大学が設定する海外共同利用事務所の中から、国別のバランス等にも配慮しつつ、「国際化拠点整備事業プログラム委員会」において決定します。

Q3-14 構想調書に記入する海外大学共同利用事務所を設置する国は大学において決めて良いか。

- A. 大学で決めてください。ただし、申請時には必ず2カ国以上を記入してください。なお、海外大学共同利用事務所を設置する国と、その設置計画を策定する際には、我が国の大学を代表して、留学生の受入を促進するとともに、他大学の取組を支援するという当該事務所の設置目的や要請される機能、大学のこれまでの実績等を踏まえ、適切な国を設定するようにしてください。

Q3-15 海外大学共同利用事務所を設置する国は受入重点国と同じでなければならないのか。

- A. 原則として同一となることを想定していますが、海外大学共同利用事務所の設置対象となっていない国・地域についても、受入重点国とすることは可能です。

Q 3 - 16 本事業における海外大学共同利用事務所として、既に海外に有している拠点を活用することは可能か。

- A. 可能です。ただし、本事業において海外共同利用事務所に要請される機能に応じ、設備や運営体制の充実を図ることが望まれます。なお、現在設置されている拠点を強化するにあたり、その機能を強化するために必要な経費は、本事業による支援の対象経費として計上することも可能です。

Q 3 - 17 海外大学共同利用事務所は他大学と共同で設けてもよいか。

- A. 本事業では、各大学ごとの国際化拠点を整備する取組を支援することとしており、責任体制を明確にする趣旨から、海外大学共同利用事務所についても、他大学と共同での設置ではなく、単独で設置する必要があります。ただし、海外大学共同利用事務所の設置後、他大学との共同利用や、他大学へ関連するサービスを提供することとなりますが、その際の費用負担については、本事業との整理に留意しつつ、国・地域における諸条件の違いにも留意しながら、各大学間で事前に契約を結ぶなど、適切な処理が必要です。

Q 3 - 18 海外大学共同利用事務所として設定した事務所のうち、指定を受けなかった事務所についても、必ず海外共同利用事務所として求められる機能を果たさなければならないのか。

- A. 指定を受けなかった事務所についてまで、当該構想において、海外大学共同利用事務所としての機能を果たすことを義務付けるものではありません。

Q 3 - 19 達成目標は必ず達成しなければならないのか。達成が困難となった場合はどうなるのか。

- A. 本事業は「留学生30万人計画」の中核事業として、我が国を代表する国際化の拠点大学を整備するものであることから、留学生受入や外国人教員の配置等について、具体的な目標を設定していただくとともに、その目標の達成に向けた進捗状況を継続的に把握する必要があります。本事業の支援期間は5年間を想定していますが、開始3年度目に、それまでの2年間の実績を基に中間評価を行い、計画の実施や達成目標の達成の状況の評価することとしています。なお、その結果に応じて、事業の中止や計画の変更を求めることもあります。また、事業の終了後に、それまでの5年間の実績を基に事後評価を行い、計画の実施や達成目標の達成の状況の評価することとしています。

なお、支援期間終了から平成32年度（2020年度）までについても、継続的に実施（達成）状況を把握し、実施（達成）状況の確認を行うこととしています。

Q 3 - 20 留学生に対する在籍管理の取組とは、具体的に何を行えばよいか。

- A. 本事業を通じて相当数の留学生を受け入れる際には、留学生の日本における安全・安心な生活を保証するとともに、不法就労や不法滞在などの違法活動を防止するためにも、入国管理局や自治体等とも連携して、適切な在籍管理に取り組むことが必要です。具体的には、大学における出欠管理、留学生担任の設置、長期欠席者への指導、除籍者への対応、アルバイトの状況の把握、入国管理局への定期的な報告等が考えられますが、このほかにも、以下のような取組が重要です。

・募集時における注意事項の明記

- ・ 入学選抜における勉学意欲の確認
- ・ 経費支弁の確認
- ・ 入学時のオリエンテーション
- ・ 連絡先の適切な把握
- ・ 進学、帰国、就職等の状況把握

Q 3 - 21 教育研究の国際化を大学等の戦略的な目標に位置付けるにあたり本事業における拠点を国立大学法人の中期目標や中期計画等に位置づけることが必要となるのか。

- A. 国立大学において本事業を実施する場合、当該国立大学法人の中期目標または中期計画に、本事業の指定や本事業に基づく取組等を位置づけることは義務づけてはおりませんが、本事業の実施にあたり、中期目標または中期計画に本事業を位置付けるために中期目標または中期計画を変更する場合においては、国立大学法人法等の法令に基づく適切な手続が必要となります。

#### 4. 申請件数

Q 4 - 1 本事業には各大学から 1 件しか申請できないのか。

- A. 本事業は、大学全体としての組織的な取組により、我が国を代表する国際化拠点を整備しようとする構想を対象としていることから、大学全体を申請単位とし、1 つの大学につき 1 件の申請としています。

Q 4 - 2 公募要領において、各大学で本事業への申請に加え、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」や「大学教育・学生支援推進事業」テーマ A への申請が可能な件数は、合計して 3 件までとされているが、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」及び「大学教育・学生支援推進事業」テーマ A の 2 事業に対し 1 大学から 3 件申請した場合、本事業には申請できないのか。

- A. 1 大学から本事業及び「組織的な大学院教育改革推進プログラム」、「大学教育・学生支援推進事業」テーマ A に申請できるのは 3 事業で合計 3 件までとされており、上記のような場合は本事業には申請できません。

#### 5. 費用等

Q 5 - 1 「事業規模」とは何か。

- A. 申請しようとする構想に係る経費（補助対象経費）の額のこと、年間 8 億円を上限としています。事業規模の上限を超える申請については審査されませんのでご注意ください。  
 なお、国からの補助金（国際化拠点整備事業費補助金（以下、「本補助金」という。））として支出する額は、事業規模の範囲内で年間 4 億円を上限としています。

Q 5 - 2 採択された場合、申請した構想が開始されている 4 月に遡って経費を充当できるか。

- A. 本事業により支出される「国際化拠点整備事業費補助金」は、交付内定後における構想の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、4 月に遡って経費を充当することはできません。なお、交付内定は 6 月中を予定しています。

Q 5 - 3 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。

- A. 補助金の配分は、「国際化拠点整備事業プログラム委員会」における審査結果を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの申請額を基に、構想の内容や海外大学共同利用事務所の設置、推進事務局としての事務等を総合的に勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q 5 - 4 本事業の「推進事務局」とは何か。

- A. 本事業に採択された全大学として統一して対応すべき事務の調査・支援・実施に当たる大学を「推進事務局」とし、本事業を推進することとしています。なお、本事業に採択される大学の中から1大学を「推進事務局」として決定することとしています。

Q 5 - 5 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

- A. 内定決定は、計画された内容を基に行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q 5 - 6 採択された構想が、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。

- A. 採択された構想が、他の補助金等により経費措置を受けているものと内容が重複する場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

## 6. 選定方法等

Q 6 - 1 本事業の審査はどのように行われるのか。

- A. 大学から申請された取組については、有識者により構成される「国際化拠点整備事業プログラム委員会」において、書面審査、ヒアリング審査による2段階審査を行い、採択拠点を決定することとしています。

Q 6 - 2 ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。

- A. ヒアリング審査は6月下旬に実施する予定です。なお、ヒアリング日程は6月中旬に対象となった大学に通知することとしており、詳細が決定し次第、速やかに独立行政法人日本学術振興会webサイトに掲載する予定です。

独立行政法人日本学術振興会国際化拠点整備事業（グローバル30）

webサイトURL

<http://www.jspss.go.jp/j-kokusaika/index.html>

Q 6 - 3 「審査結果」は、採択された大学の長あてに通知されるとなっているが、採択されなかった大学には通知されないのか。

- A. 採択されなかった大学に対しては、採択された大学の決定後に、申請のあった各大学の長あてに採択されなかった理由を個別に通知する予定です。

## 7. 事業の実施

Q7-1 採択された計画は必ず平成32年度まで継続しなければならないのか。

- A. 留学生30万人計画においては、平成32年度（2020年）を目途に留学生の30万人受け入れを目指すこととされており、本事業は我が国を代表する国際化拠点となる大学の整備を通じて、「留学生30万人計画」の達成に向けた牽引役としての役割を果たすことが期待されています。
- したがって、本事業による支援は5年間で想定されていますが、事業終了後も、平成32年度にかけて計画の達成状況を継続的に把握することとしています。

Q7-2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。

- A. 新たな委員会を必ず設置する必要はありませんが、本事業の実施にあたり、選定された大学において様々な形で第三者による評価を受けることは重要であると考えられることから、学校教育法に基づく自己評価や認証評価、国立大学の場合は国立大学法人評価なども活用し、適切に評価を受けることが必要です。また、選定大学における評価の実施状況については、事後評価においても考慮することとしています。

## 8. 構想調書等

Q8-1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。

- A. 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、内容が明瞭で判読しやすい資料となるよう注意してください。

Q8-2 様式の改変はできないのか。

- A. 指定した様式に、作成・記入要領に基づき記載してください。なお、項目の順番入れ替え等は認められません。

Q8-3 申請書はカラー印刷を行ってもよいのか。

- A. 白黒印刷により構想調書を作成し、提出してください。

Q8-4 「構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

- A. 構想責任者は申請する取組を実施する責任者となりますので、大学に所属する常勤の教員に限ります。

Q8-5 「申請経費」はどのように記入すればよいのか。

- A. 「申請経費」については、「事業規模」を年間8億円以内、「補助金申請額」を年間4億円以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模」と一致するように記入してください。なお、当該記入欄に記入する金額は、「3. 支援期間における各経費の明細」の「事業規模」、「補助金申請額」、「大学負担額」に記入した金額と一

致するよう確認の上、記入してください。

Q 8 - 6 「平成 21 年度における他の事業への申請状況」を記入する目的はなにか。また、どのように記入すればよいのか。

- A. 「平成 21 年度における他の事業への申請状況」は、今年度は「組織的な大学院教育改革推進プログラム」、「大学教育・学生支援推進事業」テーマ A と合わせ、3 事業に対し 3 件までの申請となっていることから、上記の 2 事業への申請件数を確認するために、各事業に申請した教育プログラムや取組の名称を記入することとしています。なお、「申請件数」については、「大学教育・学生支援推進事業」、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」への申請件数をそれぞれ記入してください。

Q 8 - 7 「拠点連絡担当者」、「事務局連絡担当者」を記入する目的はなにか。

- A. 本事業に関して、ヒアリングの開催などについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「拠点連絡担当者」、「事務局連絡担当者」を設定し、必要な事項を記入してください。  
なお、採択後の事業の推進にあたり、採択された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、構想調書提出後に上記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 8 - 8 「国際化拠点の構想の概要」欄は、どのような点に留意して記入すればよいのか。

- A. 当該欄は、採択された場合に公表することとしていますので、「2. 国際化拠点の構想」に記入した内容を踏まえ、分かりやすく簡潔に記入してください。なお、図表、写真等も挿入することも可能ですが、その場合であっても 1 ページ以内で作成してください。

Q 8 - 9 「国際化拠点の概念図」欄は、具体的にどの点に留意して記入すればよいのか。

- A. 当該欄は、「2-(5) 拠点構想の達成目標」に記入した達成目標や、実現に向けた取組計画について、海外、国内のそれぞれにおいて行う取組の関連が分かるように記入し、全体像と特徴を、採択された場合に公表されることを前提として、分かりやすく簡潔に 1 ページ以内で図示してください。  
なお、海外における取組、国内における取組については、それぞれ下記の点については必ず明示してください。  
【海外における取組】  
・ 受入重点国における取組（大学に関する情報の提供、迅速な入学手続の取組など）  
【国内における取組】  
・ 英語による授業のみで学位が取得できるコース  
・ 来日後の留学生に対する支援の取組（生活面、経済面、就学面での支援等）  
・ 大学間交流協定等による交換留学、日本人学生の海外派遣の取組  
・ 構想の組織的な実施体制

Q 8 - 10 「国際化拠点の概念図」欄には、説明文を追加することは可能か。

- A. 必要最低限の説明文を記入することは可能です。

Q 8-11 構想調書の各項目の説明文に挙がっている事項については全て記入する必要があるか。

- A. 説明文に挙がっている事項は、各項目を審査する上での観点として、審査要項等に記入されている事項を整理したものです。列挙された事項に該当する実績、又は計画がある場合は、分かりやすく簡潔にもれなく記入してください。なお、これらに加えて大学独自の有意な取組がある場合には、説明文の事項にとらわれず記入することは可能です。

Q 8-12 構想調書の「1. 留学生への支援、受入体制、海外留学プログラムでの実績」に記入する実績や取組の状況とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。

- A. 平成20年度までの各事項の実績、取組の状況について記入してください。

Q 8-13 「2-(1)-① 本事業により設置する英語による授業のみで学位が取得できるコースの概要」欄に学部、大学院、合計して4コース以上記入する場合であっても、ページを追加できないのか。

- A. 当初の様式では学部、大学院にそれぞれ2コース分の記入欄が設定されていますが、当初の設定以上のコース数について記入する場合は、行を追加するとともに、行の高さを調整し、合計1ページ以内で作成してください。なお、各コースの詳細については、「2-(1)-② 本事業により設置する英語による授業のみで学位が取得できるコースの計画」の説明文に沿って、具体的に記入してください。

Q 8-14 2-(1)-① の「担当教員数」欄は具体的にどのように記入すればよいのか。

- A. 上段には、専任、兼任、兼担の別を問わず、当該コースの講義等を担当する全ての担当教員の人数を記入し、そのうちの外国人教員の人数を括弧を付して記入してください。また下段には、前記の担当教員数のうち、当該コースの専任として講義等を担当する教員の人数を記入し、そのうちの外国人教員の人数を括弧を付して記入してください。

(例) 当該コースの担当教員が30名、そのうち専任教員は20名、当該コースの外国人教員は10名、そのうち専任教員は6名の場合。

(記入例)

担当教員数	
(括弧内は外国人教員数)	
30名(10名)	
うち専任	20名(6名)

Q 8-15 2-(1)-① の「開設(予定)年度」はどのように記入すればよいのか。

- A. 既に開設されている英語コースについては開設年度、本事業により新たに開設する英語コースについては開設を予定している年度を記入してください。  
なお、本事業では、支援期間中に、学部、大学院にそれぞれ1コースずつ以上の英語コースの開設が必要となります。

- (例) 平成19年4月に既に開設されている場合・・・H19.4  
平成22年4月に開設を予定している場合・・・H22.4 (予定)

Q8-16 「受入重点国」はどのように設定すればよいか。

- A. これまでの留学生の受入実績や、今後の国際化に向けた戦略等を踏まえ、本事業において留学生の受入の拡大のため、留学生の入学から就職までの支援の窓口となる海外拠点を設置する国を、「受入重点国」として設定してください。

Q8-17 「現在の受入状況との比較を踏まえた受入重点国とその受入計画」はどのように記入すればよいか。

- A. 「受入重点国」欄に記入した各国について、留学生の受入の現状と、中間評価の対象となる平成22年度、事後評価の対象となる平成25年度、「留学生30万人計画」の最終年度である平成32年度の各年度における留学生の受入に関する受入人数の目標を記入してください。その際、本事業により留学生の受入の増加のために行う取組の内容についても分かりやすく具体的かつ簡潔に記入してください。また、海外拠点を設置しない（受入重点国でない）が、独立行政法人日本学生支援機構等の海外事務所等を活用し、留学生の受入の充実を図る計画がある場合、その計画についても同様に記入してください。

Q8-18 「2-(4) 海外大学共同利用事務所」の「教職員の配置」はどのように記入すればよいか。

- A. 日本の大学全体の情報発信及びワンストップサービス業務を行うにあたり、当該事務所に配置する予定の教職員について、日本からの派遣、現地採用の者を含め、教員及び事務職員がそれぞれどのような部署に何人配置されるのかについて簡潔に記入してください。

Q8-19 「2-(4) 海外大学共同利用事務所」の「施設・設備の概要」はどのように記入すればよいか。

- A. 日本の大学全体の情報発信及びワンストップサービス業務を行うにあたり、当該事務所がどのような施設（大学間交流協定を締結している大学の施設、民間施設のテナントなど）、どのような設備（テレビ会議システムなど）を活用するのかについて記入してください。

Q8-20 2-(5) の「留学生数(A)」の計上に当たり、専門職大学院に在学している者はどこに計上すればよいのか。

- A. 「修士課程在籍者」に計上してください。

Q8-21 2-(5) の「大学間交流協定等に基づく派遣・受入人数」は、どのように記入すればよいのか。

- A. 「現状」欄においては、平成20年度の大学間交流協定等に基づく交換留学（学位取得を目的とした教育又は研究等の他、単位取得が可能な学習活動や異文化体験、語学等の実地習得、研究指導を受ける活動等）による日本人学生の派遣人数を「派遣」欄に、海外からの受入人数を「受入」に記入してください。ただし、「派遣」欄の数値につい

ては、5-(4)の「平成20年度の大学間交流協定等に基づく交換留学による日本人学生の派遣人数」と一致させてください。「平成22年度」、「平成25年度」、「平成32年度」においては、それぞれの年度末までに当該年度に見込まれる大学間交流協定等に基づく派遣・受入人数を記入してください。

Q8-22 2-(6)-② に記入した取組は本事業による補助の対象となるのか。また、中間評価、事後評価、平成32年度の評価の対象となるのか。

- A. 本記入欄に記入する取組は本事業による補助の対象とはなりませんが、大学の国際化や、留学生の受入促進において、本事業と関連する事業を実施している場合は、幅広く記入してください。大学における大学の国際化や留学の受入促進に対する大学全体の取組における本事業の位置付けや意義が明確化され、本事業を理解する上での参考となります。なお、中間評価、事後評価、平成32年度の評価においては、本事業で支援を受ける構想の実施(達成)状況を評価するに当たり、その参考とするため報告を求めることもあります。

Q8-23 「3. 事業に係る経費」はどのように記載したらよいか。

- A. 事業に係る経費は、「公募要領〈別添〉経費の使途可能範囲」の内容を踏まえ記入してください。  
なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成21年度の経費の積算については平成21年7月以降に必要となる経費を計上してください。

Q8-24 「3. 支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、それぞれの費目の内訳は、内容がある程度分かるようにとのことであるが、具体的にどの程度記入すればよいか。

- A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の使途がイメージできるよう、各年度の計画における各費目の使途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。

Q8-25 4-(2)の「学部における英語コースの教員・担当科目一覧」、4-(4)の「大学院における英語コースの教員・担当科目一覧」について、英語コースが未開設であり、教員や担当科目が未定のものがあるが、どうすればよいか。

- A. 本様式は、英語コースの設置が実現性の高いものであるかの判断要素となります。未定であっても、「平成23年度就任予定」や「平成21年度中に内定予定」など、記載できる範囲内でできるだけ具体的に記入してください。

Q8-26 5-(1)の学位の平均授与件数とはどのような数字か。

- A. 修士、博士の授与件数の合計の平成18、19、20年度の各年度の平均を指します。なお、様式には数式があらかじめ入力されています。

Q8-27 5-(3)、(4)にある「その他」に記入すべき「出身国」、「派遣先大学の所在国」が多く、記入しきれない場合、どのようにすればよいか。

- A. 「その他」に記入すべき「出身国」、「派遣先大学の所在国」のうち、主なものを記入欄の範囲内で記入し、最後に「・・・他〇カ国」と記入してください。

Q 8 - 28 5-(7) に記入する海外拠点について「番号」が付されているが、どのような順番で記入すればよいか。

A. 海外拠点の設置されている数の多い都市から順番に、「1」から記入してください。

Q 8 - 29 6 に記入する大学の構成について、平成21年4月1日に募集停止となった学部等がある場合、どのように記入すればよいのか。

A. 平成21年4月1日に募集停止となった学部等については、平成21年5月1日現在に設置されている学部等の下に、「学部等名」に平成21年度から募集停止であることを明記し、その際、「平成20年5月1日現在」「大学」と「大学院」の各表に記入した「留学生数」の合計と、5-(3)に記入した「留学生の受入人数の合計」が一致するようにしてください。

Q 8 - 30 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

A. 提出された申請書類については、差替や訂正は認められません。

## 9. 経費の使途可能範囲

Q 9 - 1 「事業の実施に要する経費」とは、具体的にどのような経費か。

A. 本事業の対象となる経費は、本事業に申請した構想の実施にあたり大学が行う取組に必要な経費であり、その費目としては「設備備品費」、「旅費」、「人件費」、「事業推進費」が挙げられます。なお、補助対象経費の区分及び内訳については、「平成21年度国際化拠点整備事業公募要領〈別添1〉経費の使途可能範囲」を参照してください。

Q 9 - 2 大学が本事業により海外に設置する海外拠点で使用する設備や備品の購入に必要な経費は補助対象経費に計上できるのか。

A. 大学が設置する海外拠点で使用する、本事業を実施するために必要な設備や備品については補助対象経費として計上することは可能です。なお、購入後は、大学における備品管理等の規程等により、適切に管理してください。

Q 9 - 3 旅費の算出方法はどのように算出するのか。

A. 旅費の算出については、大学等の旅費規程等により行ってください。

Q 9 - 4 本事業の補助対象経費である人件費の「雇用等経費」とは、具体的にどのような者が該当するのか。

A. 本事業の補助対象経費となる雇用等経費は、教員については、原則として、新たに雇用等した外国人教員です。ただし、本事業の実施に当たり、留学生に対する日本語教育や日本文化教育、生活・就職支援、海外拠点における活動等を担う教員については、日本人であっても支援の対象となります。また、職員については、本構想の実施に従事する専任の職員であれば、支援の対象となります。

Q 9-5 本事業において雇用する外国人教員の勤務形態に制限はあるのか(非常勤等でもよいのか)。

- A. 本事業で採用される外国人教員について、勤務の形態は常勤、非常勤の別は問いません。適切な労働契約が結ばれ、勤務管理が実施されるよう配慮することが必要です。

Q 9-6 既に在籍している外国人教員が本事業の英語コースの授業に専念するため、本事業に関連しない授業を担当する代替の教員を採用した場合、その経費を支出できるか。

- A. 代替教員の採用にかかる経費は対象となりません。

Q 9-7 非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。

- A. 本事業の実施のために雇用する非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費は、常勤・非常勤、教員・職員の別を問わず支援の対象となります。ただし、補助事業により雇用される教職員については、本事業に専任として雇用される者に限りません。なお、補助金の性質上、現在、雇用されている教職員の給与に充てることはできません。

Q 9-8 学生への就学支援などの経費を支出することは可能か。

- A. 本事業は大学が行う国際化を推進する体制の整備のための取組に使用されるものであり、所属する学生への支援は対象としていません。

Q 9-9 宿舍の整備や借上げに支出することは可能か。

- A. 宿舍の整備や借上げには支出できません。各大学においては、独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生宿舍借上げ支援事業や、地域及び民間の協力を通じて、適切な留学生受入にかかる体制を整備することが必要です。

## 10. その他

Q 10-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。

- A. 本事業に関して行う中間評価、事後評価は、「国際化拠点整備事業プログラム委員会」の下に部会を設置し、実施します。  
なお、中間評価は平成23年度において平成22年度末まで、事後評価は平成26年度において平成25年度末までの構想の実施(達成)状況の評価します。

Q 10-2 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。

- A. 消印有効ではありません。定められた期間内に送付必着されないものについては、受け付けません。郵便事情での遅延は考慮しませんので、到着日時指定の発送により余裕を持って送付してください。

Q10-3 提出期間が週末を挟んでいるが、16日(土)、17日(日)に着くように発送してもかまわないのか。

A. 提出期間は15日(金)、18日(月)の2日間であり、提出期間以外の日に出された申請書類は受理しません。申請書類の送付にあたっては、提出期間に必ず着くよう、余裕をもって発送してください。なお、郵便事情での遅延等により、16日(土)、17日(日)に配達された場合、日本学術振興会では受理できません。15日(金)若しくは18日(月)の到着日時指定の発送をご利用ください。

Q10-4 事前相談を行うことは可能か。

A. 申請内容についての事前相談を受けることはできません。ただし、申請書の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けます。

Q10-5 フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。

A. 本事業は、採択された構想を広く社会に情報提供することで、他大学の国際化に向けた取組の参考に供するとともに、高等教育の国際化の推進、留学生受入・派遣の促進など、「留学生30万人計画」の実現に積極的に協力していただくこととします。このため、フォーラムや事例集の刊行等を行う予定です。なお、具体的なスケジュール等は現時点では未定です。

また、各大学においても、ホームページ等を活用して積極的に情報提供を行ってください。